



## 資料4-1 12月定例会について

### 第83号議案

#### 専決処分の承認について（地方自治法第179条第1項）

#### 令和6年度12月一般会計補正予算（第8号）

- 1 事業名：（仮称）総合教育支援センター整備事業費  
（10款 1項 5目 教育研究所費）
- 2 補正理由：（仮称）総合教育支援センターの早期設置及び開設に向け市内の不動産物件の活用を進めていくにあたり、賃貸借契約に係る諸経費を緊急に予算措置する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年11月11日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。
- 3 内 容：不動産の賃貸借契約時に発生する敷金、礼金、手数料を計上
  - ・敷金2か月分 800千円
  - ・礼金2か月分 800千円
  - ・手数料1か月分 440千円
  - 計 2,040千円
- 4 補正額：2,040千円
- 5 財源内訳：一般財源 2,040千円





## 資料4-2 12月定例会について

### 第84号議案

#### 令和6年度12月一般会計補正予算（第9号）

- 1 事業名：農業経営費高騰対策臨時給付金給付事業費  
(6款 1項 3目 農業振興費)
- 2 補正理由：長期間の肥料や燃料費等の価格高騰により経営の悪化が懸念される園芸農家に対し、市独自の給付金を交付し、農業経営の安定化を図るため。
- 3 内容：20アール以上の農地を耕作し年間150日以上農業に従事する市内在住の農家及び市内に住所を有する農業法人を対象とする。

#### 【対象区分】

- ①：施設園芸農家（花卉含む）
- ②：①以外で、農業を生業とし、JA等市場に出荷販売している農家

#### 【給付事業費】11,030千円

経営規模（農産物販売金額）に応じた給付金を交付。

併せて、施設園芸農家（花卉含む）には、経営継続に不可欠な重油が高騰していることを受け、重油購入量に応じた給付金を交付。

申請期間は令和7年1月14日から2月28日まで。

#### ○経営規模に応じた支援

区分（農産物販売金額）	給付単価	申請数	給付金額
300万円以上	20万円	43件	8,600千円
200万円以上300万円未満	10万円	7件	700千円
50万円以上200万円未満	5万円	18件	900千円
合計		68件	10,200千円

#### ○重油高騰支援

重油量	給付単価	申請数	給付金額
83,000ℓ	10円/ℓ	19件	830千円

- 4 補正額：11,030千円
- 5 財源内訳：一般財源 11,030千円





# 綾瀬市記者発表資料

令和6年11月25日発表  
産業振興部 農業振興課  
農政担当  
Tel.0467-70-5622

## 資料4-3 12月定例会について

### 第84号議案

#### 令和6年度12月一般会計補正予算（第9号）

- 事業名： 畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金給付事業費  
（6款 1項 3目 農業振興費）
- 補正理由： 長期間の配合飼料等の価格高騰により経営の悪化が懸念される畜産農家に対し、市独自の給付金を交付し、農業経営の安定化を図るため。
- 内容： 市内の畜舎で飼養を行う畜産農家を対象とする。  
【給付事業費】 7,879千円（① + ②）  
※ 補助率：輸入乾牧草は、県の畜産業物価高騰対応費補助事業（補助率1/2）の1/2。  
申請期間は令和7年1月14日から2月28日まで。

畜種	飼養頭羽数	配合飼料		輸入乾牧草	
		給付単価	給付金額	給付単価	給付金額
乳用牛 (1件)	21頭	4,250円	89千円	7,200円	151千円
肉用牛 (2件)	101頭	3,550円	357千円	1,500円	151千円
養豚 (5件)	5,935頭	1,000円	5,935千円		
養鶏 (2件)	26,000羽	46円	1,196千円		
合計	—	—	① 7,577千円	—	② 302千円

※給付金額は飼養頭羽数に給付単価を乗じて算定。ただし、畜産農家ごとに千円未満を切り捨てた額を積み上げているため、飼養頭羽数に補助単価を乗じた合計額と差異が生じる場合あり。

- 補正額： 7,879千円
- 財源内訳： 一般財源 7,879千円





## 資料4-4 12月定例会について

### 第84号議案

#### 令和6年度12月一般会計補正予算（第9号）

- 1 事業名：（仮称）総合教育支援センター整備事業費  
（10款 1項 5目 教育研究所費）
- 2 補正理由：（仮称）総合教育支援センターの早期開設に向け市内の不動産物件の賃貸借契約を結んだことに伴い、令和7年3月・4月分の賃借料をそれぞれ前月の末日までに支払う必要があるため。
- 3 内 容：賃貸借契約に伴い発生する賃借料を計上  
月額賃借料 400千円×2か月
- 4 補正額：800千円
- 5 財源内訳：一般財源 800千円



## 資料4 綴じ込み資料

- ・会期日程
- ・議事日程
- ・議案資料
- ・陳情

綾瀬市議会12月定例会会期日程

令和6年11月

月・日	曜日	会 議	事 項
11・27	水	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・一般質問通告書午後4時締切
28	木	議会運営委員会	
29	金	休 会	
30	土	休 会	
12・1	日	休 会	
2	月	市民福祉常任委員会	
3	火	経済建設常任委員会	
4	水	総務教育常任委員会	
5	木	休 会	
6	金	基地政策特別委員会	
7	土	休 会	
8	日	休 会	
9	月	休 会	
10	火	休 会	・写真撮影申込正午締切
11	水	本 会 議	・一般質問
12	木	本 会 議	・一般質問
		議会運営委員会	
13	金	本 会 議	・一般質問
14	土	休 会	
15	日	休 会	
16	月	休 会	
17	火	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議	・ ・ ・ 議 場	議会運営委員会	・ ・ ・ 第1委員会室
総務教育常任委員会	・ ・ ・ 第1委員会室	市民福祉常任委員会	・ ・ ・ 第1委員会室
経済建設常任委員会	・ ・ ・ 第1委員会室	基地政策特別委員会	・ ・ ・ 第1委員会室

## 綾瀬市議会 12月定例会議事日程（第1号）

令和6年11月27日（水）午前9時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会期決定について                                     |
| 日程第 2 | 第82号議案 | 専決処分の承認について（令和6年度綾瀬市一般会計補正予算（第7号））           |
| 日程第 3 | 第83号議案 | 専決処分の承認について（令和6年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号））           |
| 日程第 4 | 第84号議案 | 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算（第9号）                        |
| 日程第 5 | 第72号議案 | 指定管理者の指定について（綾瀬市深谷大上ふれあいの家）                  |
| 日程第 6 | 第73号議案 | 指定管理者の指定について（綾瀬市文化会館、綾瀬市立公民館及び綾瀬市コミュニティセンター） |
| 日程第 7 | 第74号議案 | 指定管理者の指定について（綾瀬市こどもドリームプレイウッズ）               |
| 日程第 8 | 第64号議案 | 綾瀬市行政組織条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第 9 | 第65号議案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例             |
| 日程第10 | 第66号議案 | 綾瀬市市税条例の一部を改正する条例                            |
| 日程第11 | 第67号議案 | 綾瀬市土砂等の適正処理に関する条例を廃止する条例                     |
| 日程第12 | 第68号議案 | 工事請負契約の締結について（令和6年度綾瀬市庁舎屋上防水外壁等改修工事）         |
| 日程第13 | 第69号議案 | 工事請負契約の締結について（令和6年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事）           |
| 日程第14 | 第70号議案 | 工事請負契約の締結について（令和6年度光綾公園南側整備工事）               |
| 日程第15 | 第71号議案 | 工事請負契約の締結について（令和6年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事）      |
| 日程第16 | 第75号議案 | 市道路線の廃止について（R191）                            |
| 日程第17 | 第76号議案 | 市道路線の認定について（R191-1）                          |
| 日程第18 | 第77号議案 | 市道路線の認定について（R3-6）                            |
| 日程第19 | 第78号議案 | 市道路線の認定について（R278-6）                          |
| 日程第20 | 第79号議案 | 市道路線の認定について（R292-2）                          |
| 日程第21 | 第80号議案 | 市道路線の認定について（R375-2）                          |
| 日程第22 | 第81号議案 | 市道路線の認定について（R375-3）                          |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 27 号		令和6年 10 月 23 日 受 付 令和6年 11 月 27 日 審査依頼
件 名	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

## 陳情項目

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」にかかわる労働環境を抜本的に改善すること。
  - 1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - 2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - 3) 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 28 号		令和6年 10 月 23 日 受 付 令和6年 11 月 27 日 審査依頼
件 名	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

県民の命と健康を守るために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険制度は施行24年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。

さらに、訪問介護の報酬が引下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、各地で不安と怒りの声が噴出し続けています。介護現場の人出不足は本当に深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が1.5倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

権利としての介護保障を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引上げ、制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

#### 陳情項目

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと。
- 4 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 29 号		令和6年 10 月 23 日 受 付 令和6年 11 月 27 日 審査依頼
件 名	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足の

ために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を、再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

#### 項目

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
- 2 全ての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 30 号		令和6年 10 月 25 日 受 付 令和6年 11 月 27 日 審査依頼
件 名	綾瀬市議会議員の削減等を求める陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市早川2980-75
	氏 名	武 田 匡 央

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

綾瀬市議会議員の議員定数の削減と報酬等を増額してください。

理由

さきの綾瀬市長選挙に市議会議員の方が2名立候補されました。その結果、市議会議員は18名となりましたが、令和6年9月議会は滞りなく運営されていたものと判断いたしました。

現在の綾瀬市議員定数20名の場合、議員一人当たりの人口は4,205人となります。一方、近隣市の議員一人当たりの人口は、大和市が8,749人、海老名市が6,371人、座間市が5,996人となっておりますが、これらの市では市民に寄り添った市政運営がなされており、議会側も議事機関として機能しています。

綾瀬市の場合、現在の議員実数18名でも議員一人当たり4,672人となり、近隣市と比較しても1,000人以上少なく、2名を削減しても、決して、「民意が市政に反映されづらくなる」といったことは起こりません。

このような中、全国的な傾向ではありますが、地方議員のなり手が少ない要因の一つとして議員報酬が低いため、それだけでは生計を維持することができないとの指摘もされており、綾瀬市議会も同様であることが否めません。現在の綾瀬市議会議員の

月額報酬額398,000円は平成13年に改定、当時の神奈川県 lowest賃金時給額は706円、現在では400円以上も上昇しています。

少数となった議員にこれまで以上に、議会活動や議員活動を積極的に行っていただくためには、当然ながら経費が必要となりますので、議員報酬や政務活動費の増額も必要です。

綾瀬市では、今後、中心市街地の整備、総合教育支援センター、市民プールなどのハード事業に多額の事業費投入が見込まれるとともに、新市長の公約である市内公共交通の充実などソフト事業にも多くの事業費が見込まれます。

綾瀬市の未来のため、将来を見据えた先行的な議員定数削減に併せ議員報酬等の増額のご検討をお願いいたします。